

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】令和7年5月1日(2025.5.1)

【公開番号】特開2024-161396(P2024-161396A)

【公開日】令和6年11月19日(2024.11.19)

【年通号数】公開公報(特許)2024-216

【出願番号】特願2024-119369(P2024-119369)

【国際特許分類】

G 09 F 9/30(2006.01)

10

H 05 B 33/14(2006.01)

H 10 K 59/10(2023.01)

H 10 K 59/123(2023.01)

H 10 D 86/40(2025.01)

G 02 F 1/1368(2006.01)

【F I】

G 09 F 9/30 338

H 05 B 33/14 Z

H 10 K 59/10

20

H 10 K 59/123

H 01 L 29/78 614

G 02 F 1/1368

【手続補正書】

【提出日】令和7年4月22日(2025.4.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

30

【特許請求の範囲】

【請求項1】

画素部と、走査線駆動回路と、を有し、

前記走査線駆動回路は、第1乃至第5のトランジスタを有し、

前記第1のトランジスタのソース電極又はドレイン電極の一方は、前記第5のトランジスタのソース電極又はドレイン電極の一方及び第1の配線と常に導通し、

前記第1のトランジスタのゲート電極としての機能を有する第1の導電層は、前記第3のトランジスタのソース電極又はドレイン電極の一方としての機能と、前記第4のトランジスタのソース電極又はドレイン電極の一方としての機能と、を有する第2の導電層を介して、前記第2のトランジスタのゲート電極としての機能を有する第3の導電層と常に導通し、

前記第2のトランジスタのソース電極又はドレイン電極の一方は、前記第3のトランジスタのゲート電極と常に導通し、

前記第2のトランジスタのソース電極又はドレイン電極の他方は、第2の配線に電気的に常に導通し、

前記第3のトランジスタのソース電極又はドレイン電極の他方は、前記第2の配線と常に導通し、

前記第3のトランジスタのゲート電極は、前記第5のトランジスタのゲート電極と常に導通し、

前記第2のトランジスタは、前記第3の導電層の上に重なるチャネル形成領域を含む第

40

50

1の半導体層を有し、

前記第1の配線は、前記走査線駆動回路から出力される信号を前記画素部へ伝達する機能を有し、

前記画素部は、第6のトランジスタを有し、

前記第6のトランジスタは、ゲート電極としての機能を有する第4の導電層と、前記第4の導電層の上に重なるチャネル形成領域を含む第2の半導体層と、を有し、

平面視において、前記第2の半導体層の周縁は全て前記第4の導電層と重なっている表示装置。

【請求項2】

画素部と、走査線駆動回路と、を有し、

10

前記走査線駆動回路は、第1乃至第5のトランジスタを有し、

前記第1のトランジスタのソース電極又はドレイン電極の一方は、前記第5のトランジスタのソース電極又はドレイン電極の一方及び第1の配線と常に導通し、

前記第1のトランジスタのゲート電極としての機能を有する第1の導電層は、前記第3のトランジスタのソース電極又はドレイン電極の一方としての機能と、前記第4のトランジスタのソース電極又はドレイン電極の一方としての機能と、を有する第2の導電層を介して、前記第2のトランジスタのゲート電極としての機能を有する第3の導電層と常に導通し、

前記第2のトランジスタのソース電極又はドレイン電極の一方は、前記第3のトランジスタのゲート電極と常に導通し、

20

前記第2のトランジスタのソース電極又はドレイン電極の他方は、第2の配線に電気的に常に導通し、

前記第3のトランジスタのソース電極又はドレイン電極の他方は、前記第2の配線と常に導通し、

前記第3のトランジスタのゲート電極は、前記第5のトランジスタのゲート電極と常に導通し、

前記第2のトランジスタは、前記第3の導電層の上に重なるチャネル形成領域を含む第1の半導体層を有し、

前記第1の配線は、前記走査線駆動回路から出力される信号を前記画素部へ伝達する機能を有し、

30

前記画素部は、第6のトランジスタを有し、

前記第6のトランジスタは、ゲート電極としての機能を有する第4の導電層と、前記第4の導電層の上に重なるチャネル形成領域を含む第2の半導体層と、ソース電極又はドレイン電極の一方としての機能を有する第5の導電層と、ソース電極又はドレイン電極の他方としての機能を有する第6の導電層と、を有し、

平面視において、前記第2の半導体層の周縁は全て前記第4の導電層と重なっており、

平面視において、前記第5の導電層は、前記第6の導電層によって挟まれた領域を有する表示装置。

40

50